許可証等再交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 薬局、医薬品販売業等の許可証等を破り、汚し、又は失ったとき |
| 根拠法令 | 法律　第11条、第23条、第38条、第40条、第40条の７  施行令　第２条の４、第６条、第13条、第46条  施行規則　第５条、第10条の７、第22条、第29条、第142条、第149条、第155条、第178条、第196条の５  施行細則　第６条 |
| 提出部数 | 保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所）  保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：１部（保健福祉事務所）  保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部長野市保健所又は松本市保健所）  保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：１部（長野市保健所又は松本市保健所）  地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所） |
| 添付書類 | １．破り、又は汚した場合には、許可証等の原本  ２．紛失した場合には、理由書 |
| 手数料 | 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：３，０００円（長野県収入証紙）  長野市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：  （令和７年11月30日まで）２，９００円（現金）  （令和7年12月１日以降）３，０００円（現金） |
| その他 | １．業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。  ２．配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 許可証 | 再交付申請書 |
| 認定証 |
| 登録証 |
| 基準適合証 |
| 基準確認証 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務等の種別 | |  |
| 許可番号、認定番号、登録番号、基準適合証番号又は基準確認証番号及び年月日 | |  |
| 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 再交付申請の理由 | |  |
| 備考 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、 | 許可証 | の再交付を申請します。 |
| 認定証 |
| 登録証 |
| 基準適合証 |
| 基準確認証 |

　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 長野県知事 | 殿 |
| 市長 |